

適性診断受診料助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 本要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業所のドライバー等が、交通事故の未然防止のため自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診する場合に、その診断料を助成し、交通安全に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象は、会員事業所に勤務する運転者、従業員等とする。

(診断の種類と助成額)

第3条 助成の対象とする診断と助成金額は次の通りとする。

一般適性診断	2, 300円
初任・適齢診断	4, 700円

(実施期間)

第4条 事業の実施期間として、平成28年4月1日から平成29年2月末日までとする。

(受診者数の制限)

第5条 受診者数について、行政指導等を考慮し次の算式により求められた人員を年度内の上限として助成する。

《算式》

一般診断 算定対象台数 ÷ 3 = 上限受診者数（端数切り上げ）
初任・適齢 算定対象台数 ÷ 5 = 上限受診者数（端数切り上げ）
算定対象台数は、前年度10月1日の秋田運輸支局企画輸送課のデータをもとに算出する。

2. 事業実施期間でも、予算額に達した場合は終了とする。

(助成方法)

第6条 助成方法として、利用券方式とし、年度当初に会員別に前条の計算式に基づき利用券を配布する。

2. 適性診断受診の際に、支部設置機器の場合は利用券を秋ト協担当者

へ提出する。個別会社のNASVAネット契約の場合は、受診終了後遅滞なく自動車事故対策機構へ送付する。自動車事故対策機構秋田支所で受診の場合は、窓口で職員へ手交する。

3. 利用券について、券面記載の金額について秋ト協は自動車事故対策機構の請求に基づき受診料の支払いを行う。
4. 利用券は他社または第三者への譲渡を禁止とする。

(助成方法の例外)

第7条 何らかの理由により前条の利用券方式がとれない場合は、例外として従来の申請書方式とし、会員は自動車事故対策機構に受診料を支払い、その領収書の写しを添え、適性診断実績報告書(適性診断受診料助成金請求書)により秋田県トラック協会へ請求するものとする。

2. 提出された書類は、速やかに精査し、適正と認められる場合は当該会員に助成金を交付する。
3. この例外の取り扱いについては、秋ト協へ事前に連絡し打合せのうえ進めなければならない。

(貸出し機器等による適性診断)

第8条 自動車事故対策機構の貸出し機器による受診、さらにナスバネット利用による受診の実績も助成の対象とし、第5条の上限内の助成とする。

《附則》

1. この要綱は平成19年4月1日から適用する。
2. 平成20年5月16日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成21年5月14日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成22年5月20日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
8. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
9. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
10. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。